

19市経市第31号の4
平成19年10月19日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋 克実 様

名古屋市情報公開審査会
会長 村瀬 尚 男



弁明意見書の写しの送付並びに反論意見書及び
意見陳述申出書の提出について（通知）

平成19年8月16日付けをもって提起された異議申立てについては、平成19年9月3日付け19市経市第31号をもって名古屋市長から当審査会にその決定に係る事項について諮問がありました。

つきましては、当該異議申立てに対する弁明意見書の写しを別添のとおり送付しますので、当該弁明意見書に対する反論等があるときは、平成19年11月26日までにその旨を記載した反論意見書を提出してください。

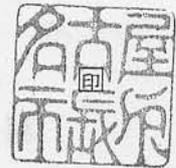
なお、異議申立人の申出があるときは、口頭で意見を述べる機会が与えられますので、口頭で意見陳述を希望される場合は、その旨を記載した意見陳述申出書を併せて提出してください。



19 財契第 67 号
平成19年10月15日

名古屋市情報公開審査会
会長 村瀬尚男様

名古屋市長 松原武久



弁明意見書

平成19年9月10日付け、19市経市第31号の2による通知に対して、次のとおり弁明意見書を提出します。

1 弁明の趣旨

名古屋市民オンブズマン（名古屋市中区丸の内3丁目6番4号 Livビル6階）代表である倉橋克実（以下「異議申立人」という。）が平成19年8月16日付で提起した名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）（以下「条例」という。）第18条第1項に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）は、これを棄却することが適当である旨の答申を求める。

2 本件異議申立てに対する認否

本件異議申立てに係る異議申立書に記載されている「異議申立ての趣旨及び理由」を認めず、争う。

3 事件の経過

(1) 平成19年6月29日、異議申立人より、名古屋市長あて、以下の文書について行政文書公開請求があった。

○公正入札確保主幹会議の平成19年4月分

入札に関する監視内容がわかるもの

議事録、監視結果

○平成19年6月12日開催の公正入札確保会議

平成19年4月分入札に関する会合の議事録、配布資料

(2) 平成19年7月9日、名古屋市長は、上記の請求について、以下の理由により行政文書の一部を非公開と決定（行政文書一部公開決定）した。

ア 条例第7条第1項第5号ア該当

詳細分析の絞込みに関する観点・手法等が公となることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、常時監視の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 条例第7条第1項第4号該当

詳細分析の対象が公となることにより、特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。

ウ 条例第7条第1項第4号該当

議事録を公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

(3) 平成19年8月16日、異議申立人は、上記の行政文書一部公開決定を不服として、名古屋市長に対して、本件異議申立てを行った。

4 弁明の理由

(1) 常時監視各局提供データ（月初）（異議申立書記載の「文書①」）について

ア 条例第7条第1項第5号ア該当について

入札状況の常時監視を行う最大の目的は、談合等不正行為を早期に発見し、それら不正を抑止することにある。しかし、工事の入札は年間約3千件あり、特定の契約について直ちに不正を発見することは極めて困難である。そのため、まずは入札全件について、業種別、契約方式別に落札率、入札参加者数を取りまとめ、さらに一定の条件で絞込むことにより、入札状況に何か不自然な点が現れていないかを調査し、その上で特定の業種又は案件について詳細分析することとした。

非公開部分は、この絞込みに関する項目である。この絞込みの観点については、今後様々な観点により試行を重ねる予定であるが、継続的にデータを蓄積しながら検証を行うものである。

従って、当局がどのような観点・手法で不自然な状況の発見を試みているのか、又はどこまで絞込みを行っているのかが明らかになることにより、それらの発見を困難にするような隠蔽工作がなされるおそれがあり、談合等の行為を容易にするおそれも生じてくる。

異議申立人は、「おそれ」とは単なる確率的な可能性があれば足りる、というものでなく、「法的保護に値する蓋然性が要求される」と主張しているが、この入札状況の常時監視は、談合について過去の発生状況から一定の疑いをもって実施しているものであり、それゆえ隠蔽等の行為についても同程度に疑うべき蓋然性がある。

(2) 平成19年度工事の入札状況(平成19年3・4月開札分)(異議申立書記載の「文書②」)について

ア 条例第7条第1項第5号ア該当について

非公開部分は、文書①と同様、不自然な状況を発見し、詳細分析を行うための絞込みに関する項目である。

非公開理由についても、文書①と同様である。

(3) 詳細分析(平成19年4月分)(異議申立書記載の「文書③」)について

ア 条例第7条第1項第5号ア該当について

非公開部分のうち、「1対象」及び「2分析結果一覧」の状況欄については、今回詳細分析することとした業種についての絞込みの理由を示したものであり、「2分析結果一覧」の分析欄及び欄外の注釈については、その絞込みの観点を含んだものである。

非公開理由については、文書①と同様である。加えて、異議申立人は本詳細分析について、「過去の行為の分析であるから・・・「おそれ」などあり得ない」、「談合を指摘できなかった(或いは談合と認定しなかった)本分析結果が明らかになったからといって・・・談合を隠蔽するための手がかりを提供することにはならない」と主張しているが、本分析は前にも述べたとおり、最終的な判断・結論を記したのではなく、継続的な検証における中間的な認識について記録したものである。

イ 条例第7条第1項第4号(特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれ)該当について

非公開部分のうち、「2分析結果一覧」の業種欄及び分析欄は、絞込みの結果詳細分析の対象となった(入札状況に不自然な状況が疑われた)業種、及び入札案件並びに入札参加者を特定することができる情報を含んだ事項である。

本分析は、前に述べたとおり、詳細分析の対象となった業種又は特定の入札参加者について、談合等不正行為の有無を最終的に判断したものではない。しかし、本分析内容が明らかになることにより、対象者が市民に疑いの目で見られたり、犯罪者又は被疑者扱いされ、またそのことにより経営に障害・損害が発生する等、不当に不利益をおよぼすおそれがある。特に、中小の事業者にとっての影響は重大である。

異議申立人は、「項目欄には業種までしか記載されておらず、分析結果が明らかになったからといって直ちに特定の業者が分析対象になるといえるか自体、不明である」と主張しているが、本項目欄には分析の段階によっては特定の事業者名について記載があり

得るものであり、また仮に特定の事業者名について記載が無い場合であっても、本市においては全ての入札案件について、件名、業種、参加者名、入札金額等を公表しており、非公開とした業種欄、分析欄の記載から、入札参加者を特定することは極めて容易である。また、「おそれ」について、文書①でも主張した「法的保護に値する高度の蓋然性」に触れているが、本分析は談合という犯罪に関する事柄であり、間違っても無実の者が犯罪者又は被疑者扱いされてはならない。当局は警察、検察等の権限ある捜査機関ではないことから、むしろ事業者が不当に不利益を受けないことの方が法的保護に値するものである。

(4) 公正入札確保会議議事録（異議申立書記載の「文書④」）について

ア 条例第7条第1項第5号ア 及び

イ 条例第7条第1項第4号（特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれ）該当について

非公開部分は、平成19年6月12日開催の公正入札確保会議のうち、非公開で行われた部分の発言内容であり、文書①、②及び③等の内容を踏まえたものである。

非公開理由については、これまで文書①、②及び③について述べたとおりである。

ウ 条例第7条第1項第4号（率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ）該当について

会議の発言内容は、継続的な調査における現段階での中間的な認識であり、未確認情報、憶測等を含み得るものである。

これらを公開することにより、それらがあたかも事実あるいは結論であるかのごとく市民から誤認されるおそれがあり、また、発言者に対し圧力がかかる等、会議出席者の自由で率直な意見交換又は今後の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

異議申立人は、「非公開部分は議事録ではなく、発言の要旨にすぎない・・・。要旨は発言者の発言そのままではないし、また批判を浴びるおそれのあるような発言内容をあえて要旨に記載することは考えにくい」と主張しているが、本発言内容については、要旨ではあるが、正当性、妥当性等について特段のチェック・補正等を行わず、ありのままに記録したものである。また、「処分庁の理由が、公正入札確保会議のメンバーに、外部からの圧力がかかるということを含むとしても、会議に参加する公正入札アドバイザーと各局主幹はその識見を期待されて会議に参加している者であり、議事録を読んだ市民の批判によって発言を控えたり変えたりするような者

ではないことも明らかである（だからこそ識見がある、とされるのである。）との主張もあるが、議事の内容は談合という犯罪に関する非常にデリケートなものであることに留意が必要である。会議及びその発言内容を非公開とし、真に自由で率直な意見を述べてもらうこともまた、当局が期待していることである。

(5) その他

異議申立人が主張するとおり、「談合の防止や監視は国民的関心事であり」、「市民の目という後ろ盾を得て、談合等不正行為の監視に取り組むことこそ求められている」ものである。

本市が行う入札状況の常時監視についても、談合等不正行為の早期発見と抑止に加え、監視結果の公表による本市の入札・契約手続の透明性・公正性の向上を目的に掲げている。これまでのところ、毎月、1ヵ月分の全件分析結果を公表し、加えて3ヵ月毎に、全件分析結果の取りまとめを公表している。現在さらに、談合等不正行為に対する抑止力を高めるような情報公開の方法について検討しているところである。

公開にあたっては、談合は犯罪であり絶対に許さないという強い姿勢を示すことが重要である。一方で、契約の相手方である事業者は、市と協力して事業を推進する重要なパートナーであり、いたずらに疑いの目を向けるべきでないことも考慮すべきである。

今後とも、入札状況の常時監視に関する情報公開については、条例の基本理念及び異議申立人を含めた市民の声を踏まえ、その効果、影響等を十分に検討した上で対応していくものである。

なお、異議申立人が「名古屋市以外の多くの自治体では、外部委員をメンバーとする入札監視委員会が組織されている。」と述べていることについて、本市においても、平成8年4月から外部の有識者からなる入札監視委員会が設置されていることを一言申し添える。

5 結論

以上により、本件異議申立ては、棄却することが妥当とする答申を求めるものである。

